

2011年11月16日

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
理事長 高岡 正

## 障害福祉サービス等報酬改定に関する資料（要約）

### 記

#### 1. 「障害（者）の範囲」と「選択と決定」に当たっての障害の確認

現行の聴覚障害に関する身体障害手帳の基準（70 デシベル以下）は、国際基準（WHO）の40 デシベル以下に比較し非常に厳しく、その結果我が国の聴覚・言語障害による身体障害者手帳保持者は僅かに35万人（人口比0.3%）に留まっており、欧米の聴覚障害者人口比10%以上に比較し、極めて低い水準です。

#### 2. 支援（サービス体系）について

①「コミュニケーション支援及び補装具・日常生活用具は前者に含めて、地域格差の解消を図ると同時に義務的経費として財政基盤を整備して下さい。

②現在のコミュニケーション支援に関しまして、現行法が市町村の事業と明記しているため、県域、市町村域を超えた広域的なコミュニケーション支援に著しい不備があります。

#### ③サービス利用計画と支援ガイドライン

想定されるサービス利用計画は現行制度以上に利用しやすいものとなるよう制度設計をしてください。また、支援ガイドライン作成に当たっては、利用者の意見を必ず反映する仕組みを作ってください。

#### 3. 障害者総合福祉法の策定及び実施のための調査

現在、厚生労働省が実施している平成23年度「生活しづらさ調査」（全国在宅障害者・児 実態調査）は、従来の5年ごとに実施されていた「身体障害者（児）実態調査」とのデータの継続性がなく、この調査で聴覚障害者の実数、生活実態を把握できるか危惧しております。障害者施策は国勢調査などの悉皆調査によるデータに基づくよう法に明記してください。

2011年11月16日

厚生労働省

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 様

(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 高岡 正

### 障害福祉サービス等報酬改定に関する資料

このたび障害福祉サービス等報酬改定検討チームが設置されましたことを歓迎致します。今後とも、障害者施策の推進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。また、「障害福祉サービス等報酬改定」についてヒアリングの機会をいただきましたことにお礼申し上げます。

当団体意見は下記の通りですが、特に聴覚障害の範囲の拡大のための身体障害者福祉法第4条別表の改定は、当団体が「デシベルダウン運動」として長年取り組んでいる課題です。

### 記

#### 1. 「障害（者）の範囲」と「選択と決定」に当たっての障害の確認

「選択と決定」に当たっての障害の確認について、障害者手帳に加えて、医師の診断書、意見書などの活用が、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた「骨格提言」（以下、「骨格提言」と略します）で謳われています。現行の聴覚障害に関する身体障害者手帳の基準（70 デシベル以下）は、国際基準（WHO）の 40 デシベル以下に比較し非常に厳しく、その結果我が国の聴覚・言語障害による身体障害者手帳保持者は僅かに 35 万人（人口比 0.3%）に留まっており、欧米の聴覚障害者人口比 10% 以上に比較し、極めて低い水準です。今後、聴覚障害に関する身体障害者福祉法第 4 条別表の規定を国際水準に合うよう改定し、身体障害の等級基準を改めると同時に、医師診断書、意見書もその基準に従うよう明示してください。

#### 2. 支援（サービス体系）について

①「骨格提言」においては、支援体系として「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」が提案されています。コミュニケーション支援及び補装具・日常生活用具は前者に含めて、地域格差の解消を図ると同時に義務的経費として財政基盤を整備して下さい。

②「骨格提言」においては、都道府県の責務として「市町村と連携を図りつつ、（中略）広域でなければ実施が困難な支援を行うこと」が明記されています。現在のコミュニケーション支援に関しまして、現行法が市町村の事業と明記しているため、県域、市町村域を超えた広域的なコミュニケーション支援に著しい不備があります。特に中途失聴・難聴者の場合、当事者同士が市町村域を超えて集まり、交流する場合にも要約筆記などのコミュニケーション支援を必要としますので、市町村域を超えた広域的な事業実施主体がないことでコミュニケーション支援が受けられない、また受けるために大変な困難がある事例が頻発しています。

### ③サービス利用計画と支援ガイドライン

聴覚障害の場合、障害程度区分の認定によるサービス利用ではなく、ほとんどの場合身体障害者手帳提示でサービスを利用しています。想定されるサービス利用計画は現行制度以上に利用しやすいものとなるよう制度設計をしてください。また、支援ガイドライン作成に当たっては、利用者の意見を必ず反映する仕組みを作ってください。

## 3. 障害者総合福祉法の策定及び実施のための調査

「骨格提言」においては障害福祉予算の積算根拠となる基礎データの把握が強調されています。現在、厚生労働省が実施している平成23年度「生活しづらさ調査」（全国在宅障害者・児 実態調査）は、従来の5年ごとに実施されていた「身体障害者（児）実態調査」とのデータの継続性がなく、この調査で聴覚障害者の実数、生活実態を把握できるか危惧しております。障害者総合福祉法をはじめとする障害者施策は国勢調査などの悉皆調査によるデータに基づくよう法に明記してください。